

令和3年神審第31号

裁 決

モーターボートA転覆事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月16日08時36分

石川県禄剛埼北西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録長 3.21メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 11キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人の軽合金製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、家族1人を同乗させ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、令和3年5月16日07時00分石川県珠洲市の狼煙漁港高屋地区を発し、同市禄剛埼の北方沖合の釣り場に向かった。

ところで新潟地方気象台は、同月15日23時25分能登半島沖が含まれた日本海中部に海上風警報を、金沢地方気象台は、翌16日04時14分珠洲市に強風注意報をそれぞれ発表した。

また、a受審人は、普段から風や波に関する注意報等の発表があれば、釣りに出かけることがなかったところ、15日夕刻に確認した気象情報では、前示注意報等はまだ発表されていなかった。

発航に先立ち、a受審人は、日本海中部に海上風警報が、珠洲市に強風注意報がそれぞれ発表されていたが、海面が穏やかであったので、風や波に関する注意報等の発表はないものと思い、携行していたスマートフォンで風や波に関する注意報等の発表状況を調べるなど、気象情報の確認を十分に行わなかったため、このことに気付くことなく発航した。

a受審人は、07時30分目的の釣り場に到着して釣りをを行い、その後、釣り場を移動して釣りを行っていたところ、08時00分頃から次第に風が強まり始めたので、帰航することとし、08時12分半少し過ぎ禄剛埼灯台から337.5度（真方位、以下同じ。）2.12海里の地点を発進すると同時に針路を219度に定め、4.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、同乗者を左舷中央部に座らせ、自身は右舷船尾部に座り、左手で船外機の舵柄を操作して続航していたところ、次第に高起した風浪に遭遇するようになり、一旦最寄りの海岸に避難することと

し、08時19分少し過ぎ禄剛埼灯台から325度1.93海里の地点に至り、針路を161度に転じ、2.7ノットの速力に減じて進行した。

こうして、a受審人は、船首方から南風と風浪を受けながら続航中、船首方からの高起した風浪をかわすために右舵をとったところ、08時36分禄剛埼灯台から315.5度1.22海里の地点において、Aは、船首が206度を向いたとき、原速力のまま、同風浪により復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は雨で風力5の南風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、発生地点付近には、南方からの波高約2メートルの風浪があり、日本海中部に海上風警報が、珠洲市に強風注意報がそれぞれ発表されていた。

その結果、船外機が脱落した。

#### (原因及び受審人の行為)

本件転覆は、禄剛埼北方沖合の釣り場に向けて狼煙漁港高屋地区を発航する際、気象情報の確認が不十分で、帰航中、高起した風浪により復原力を喪失したことによって発生したものである。

a受審人は、禄剛埼北方沖合の釣り場に向けて狼煙漁港高屋地区を発航する場合、携行していたスマートフォンで風や波に関する注意報等の発表状況を調べるなど、気象情報の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、海面が穏やかであったので、風や波に関する注意報等の発表はないものと思い、気象情報の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、日本海中部に海上風警報が、珠洲市に強風注意報がそれぞれ発表されていることに気付かず、禄剛埼北方沖合で釣りを行った後、同沖合を帰航中、高起した風浪により復原力を喪失して転覆

する事態を招き、船外機を脱落させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 0 月 1 2 日

神戸地方海難審判所

審判官 前 田 昭 広